３　その他の周知事項

**（１）　施設基準の要件の確認等について**

①　施設基準の要件に適合しているかどうかは、保険薬局の責任で、随時確認しなければなりません。

②　施設基準の取扱通知において、変更届の提出が必要とされている事象が生じたときは速やかに変更届を提出してください。

また、円滑な処理のため、変更届の提出の際には、「届出書」（別添２）の上方余白に変更が生じた具体的な内容を明記してください。

　③　施設基準の要件に適合しない場合は、辞退届の提出等の手続きをしてください。

なお辞退届に記載する辞退の理由は、具体的なものとしてください。

　　（記載例）

　　　　・後発医薬品調剤体制加算１：平成○年○月～平成○年○月分の実績が○％を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　下回り、要件を満たさなくなったため。

④　届出を行った施設基準については、院内掲示が必要です。施設基準の届出・辞退に合わせて、適切な院内掲示を行っていただきますようお願いします。

　⑤　施設基準の届出を行った保険薬局は、**毎年７月１日現在**で届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告しなければなりません。（詳しくは、７月上旬に近畿厚生局ホームページでお知らせします。）

**（２）　保険薬剤師の登録について**

保険薬剤師の登録がされていない例が見受けられます。保険薬局におかれては、保険薬剤

師の登録状況の確認を適切に行ってください。

**（３）　薬剤服用歴管理指導料等の算定について**

　　薬剤服用歴管理指導料等の算定に当たっては、薬剤服用歴への記載を、指導後速やかに完了させるとともに、薬剤情報提供文書の提供、薬剤の服用に関する基本的な説明や残薬の状況などを確認し、必要な指導等を行わなければなりません。

算定に当たっては、要件等を確認の上、適切に行ってください。

**（４）　薬学管理等におけるプライバシーへの配慮等について**

「薬学管理等は、患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならない。」と通知において定められていることを踏まえ、プライバシー保護の必要性や重要性を十分認識し、適正な取扱いをしてください。

**（５）　明細書の交付について**

保険薬局は、原則として患者に無償で明細書を交付しなければなりません。

また、公費負担医療に係る給付により自己負担がない患者（全額公費負担の患者を除く。）についても、自己負担がある患者と同様に、無償交付が原則義務化されました。

つきましては、明細書の交付を適切に行ってください。

**（６）　個別指導の指摘事項の公表について**

　　近畿厚生局ホームページに、個別指導における主な指摘事項を掲載しています。

また、厚生労働省ホームページに、特定共同指導・共同指導における主な指摘事項等が掲載されています。

〇近畿厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/iryo_shido/kobetsushitekijikou.html>

〇厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouhoken/shidou_kansa.html>

これらの指摘事項も参考に、適正な保険調剤・保険請求を行ってください。